図表1 食品表示法の誕生と主な変更点

食品表示に関わる主な法律

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・食品衛生法
・健康増進法

食品衛生及び健康増進にかかわる法律

農林水産省

・JAS法

商品の選択にかかわる法律

縦割り行政で
バラバラに機能

わかり難い

2009年発足

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

消費者視点で
品質にかかわる
表示事務を担う

＊この他に計量法、景品表示法、資源有効利用促進法、酒税法、薬機法（旧薬事法）などがある

食品表示法（2015.4～）

消費者庁が主管となり、食品の表示に関係した部分だけを一元化した法律

（猶予期間：2020年3月末までに製造、加工又は輸入分まで）

【注意点】
賞味期間を考慮すると2022年頃まで旧表示品が店頭に並ぶ可能性がある

主な変更点

①アレルゲンの表示のし方、一部変更

②栄養成分表示を義務化
（ナトリウム表示⇒食塩相当量表示）

③食品原料と添加物の表示のし方を明確化

④製造所固有記号表示を制限

図表２ アレルゲンの 新旧表示の比較

<table>
<tr><th></th><th></th><th>新表示(食品表示法)</th><th>旧表示(食品衛生法)</th></tr>
<tr><td rowspan="4">アレルゲン表示</td><td rowspan="2">個別表示</td><td colspan="2">●アレルゲンの原材料の直後に（○○を含む）、添加物は（△△由来）と表示してある。
【注意点】同じアレルゲンが重複する場合、 2度目以降のアレルゲンはくり返しの表記となるので、省略されていることが多い。</td></tr>
<tr><td>●変更点1 「特定加工食品」のルールを全廃した。このため対象品はアレルゲンの表示が必要。
例、マヨネーズは、マヨネーズ（卵を含む）と表示する。
●変更点2 卵黄は、卵黄（卵を含む）、卵白は、卵白（卵を含む）と表示する。</td><td>アレルゲンが使われていることが容易にわかる食品（法令で「特定加工食品」と呼ばれ、対象品はリスト化されている）は、アレルゲンの表示が不要。
例、マヨネーズは、マヨネーズの直後に（卵を含む）の表示は不要。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一括表示</td><td colspan="2">●原材料の最後にアレルゲンをまとめて表示してある。</td></tr>
<tr><td>●変更点3 （一部に○○を含む)と表示する。
【注意点】もれなく全てのアレルゲンが表示してある。</td><td>（原材料の一部に○○を含む）と表示。
【注意点】原材料にアレルゲンと分かるもの（特定加工食品を含む）がある場合、くり返しの表記となるので、省略されていることが多い。</td></tr>
</table>

図表３ アレルギー表示の活用

行政

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

食品表示法

アレルギー表示

アレルギーの症状が軽度～重度の方にも対応した表示のし方を定めたもの。

医療関係者

病状により、安全な量の範囲で食べる指導。

食品関連事業者

法令を順守した表示

保育・幼稚園、学校生活において

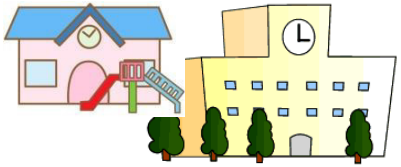

保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（厚労省）、学校給食における食物アレルギー対応指針（文部科学省）などに沿った食事の提供がなされている。

家庭生活において

食品の選択は、消費者自信で判断しなければなりません。そのため、表示について正しい知識を身につけるとともに、専門の医師の指示や管理栄養士などの指導・アドバイスを進んで受けることが大切です。

図表4 アレルゲンの問い合わせ方

事業者に電話で尋ねるとき

問い合わせの前に、質問内容を書きだしておきましょう。
確認したい商品を手元に置いて質問すると、
見落としがありません。

- どこで購入した商品か、伝えます。
- 商品名と賞味（消費）期限を伝えます。
- 何が知りたいのか、はっきり伝えましょう。
- 再確認が必要な場合もあるので、回答者の名前を記録しましょう。

製造者（販売者）への問い合わせ例

**私は○○と申します。□□市の□□スーパー＊で
御社の○○スナック、賞味期限XXXを購入しました。
子どもに卵と牛乳のアレルギーがあります。
アレルゲンには、アレルゲンの替りの表記や
省略されている場合があるようですので、
そうしたことも含めてくわしく教えてください。**

＊購入先を伝える理由は、販売地域によって製造工場や原材料が異なることがあるからです。

問い合わせには受付時間があります。また、すぐ質問に回答や情報が得られない場合もありますので、時間的な余裕をもって行いましょう。回答を文章で欲しい場合は、その旨を伝えましょう。

ホームページでも確認できます

検索は　事業者名 ＋ 商品名

賞味（消費）期限の確認ができませんので
最終的には電話で確認が必要です。

学童保育指導員のための加工食品のアレルゲンの確認のし方（2017年）より